

阿波市監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 31 年 3 月 11 日

阿波市監査委員 上原 正一
阿波市監査委員 中野 修一
阿波市監査委員 木村 松雄

平成 30 年度定期監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

(2) 監査実施期間

平成 30 年 10 月から平成 31 年 1 月にかけて実施した。出先機関については、現地施設監査として平成 30 年 5 月から 12 月にかけて実施した。

(3) 監査対象部課

企画総務部	企画総務課、秘書人事課、財政課、危機管理課、契約管財課
市民部	市民課、環境衛生課、国保医療課、税務課、人権課 吉野支所地域課、土成支所地域課、阿波支所地域課
健康福祉部	社会福祉課、子育て支援課、こども園推進室、介護保険課 健康推進課、市場保育所、大俣保育所
産業経済部	農業振興課、農地整備課、商工観光課
建設部	建設課、住宅課、営繕課、地籍調査課
	水道課
	会計課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、市場中学校 阿波中学校、吉野中学校、土成中学校
	農業委員会事務局
	議会事務局
	監査事務局

(4) 監査の範囲

監査の範囲は、平成 30 年度に執行された財務に関する事務などを対象とした基礎的項目と合わせて、補助金交付事務の執行を重点的項目とした。

(5) 実施方法

実施方法は、各部課より監査資料に基づき説明を受けた後に監査委員による質疑応答を実施した。その他、出勤簿や時間外勤務関係、出張関係等の帳票類の確認を行った。また、重点的項目である補助金交付事務の執行については、あらかじめ関係部課に補助金交付事務に係る書類の提出を求め、事務局職員による予備監査を行い、その結果をもとに監査委員による質疑応答の形式をとった。

2 監査の結果

監査の結果、各部課における事務の執行は関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。口頭により改善の検討を指示した軽微な事項については、改善措置を講じられるよう要望する。

事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

3 意見

平成 30 年度一般会計・特別会計等の執行状況を各担当部課から、監査資料をもとに説明を受けた。関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理執行されている。

(1) 行財政について

世界経済は、米中の貿易摩擦により、景気の下振れリスクが高まってきており、対アジア輸出に陰りが見え、設備投資を控える動きが広がりつつある。

財政運営については、追加金融緩和の余地は乏しく、現状維持を続ける方向と見られる。

政府は、景気拡大を長期化する政策にこだわっているが、生産性を向上させる取り組みに舵をきり、負担の先送りを止めることが重要であると考えます。

本市は、バランスの取れた健全な財政運営がなされており、自主財源が 3 割に満たない中、各種の基金の積み立てに鋭意努力が見られる。しかし、基金は多く造るのが目的ではなく、今後はいかに有効に活用するかについての努力を期待するところである。

(2) 阿波市の特徴を活かす農業振興への取り組みについて

阿波市の特徴は、農産物の多様さと生産量の多さである。昨今野菜ソムリエの育成事業、農産物や加工品を市のブランドとして売り出す市特産品認証制度などにより、農業振興にはかなりの効果を上げている。さらに、農地の有効利用や、後継者・担い手の養成補助にも力が入れている。しかしその一方、後継者不足、耕作者の高齢化といった要因が響き、農地の太陽光発電用地への転用が大変多い傾向が続き、耕作

放棄地の増大など、厳しい状況が続いている。今後は本市の特徴である農産物の多様さと生産量の多さを生かした経営方法を創生していくべきである。近年では、農業を生かした移住や移転が実践されている事例が全国的に多くみられるが、本市の取り組みにもこれに学ぶところがあると感じる。

(3) 市への移住・定住の促進について

移住・定住の促進に当たり、徳島新聞では、公共交通の整備不備、教育体制の不備などが課題であるとしている。また移住者アンケートの結果としては、空き家などの住まい情報の充実、移住者の交流会の実施、就労情報の充実、各種補助制度の充実などが地域や行政に望むこととして挙げられている。この中には本市がこれまで地道に取り組み、子育てのしやすいまちとして成果を上げてきた部分もあるし、地方においてすぐに解決しづらい問題も多く含んでいる。しかし、さまざまな課題を踏まえた上でなお、本市ならではのひと工夫がさらに望まれるところである。

(4) 子育て、教育における組織対応の充実について

昨今、全国的にいじめの問題、児童虐待の問題が痛ましい結果となり、大きなニュースとして、しばしば報道されている。これらの事を対岸の火事として見るのではなく、阿波市においても児童虐待等の相談事例が増加しているという現実を直視して、報道に見るような事態がいつどこで起きても不思議ではないとの意識が必要であろう。いじめの問題に関しては、防災問題と同様に危機管理マニュアルが各学校で作成され、実践されている。その点では様々な問題に対し現実的にきめ細かく対応されていると感じる。しかし、それでも問題が全国的に頻発していることを深く鑑みると、人間の命を直視した人権感覚はもちろん、関係諸機関が連携しての主体性ある行動、素早い対応が望まれる。

また、教育内容としては、特別支援教育の複雑さ・多様さが増している。施設の耐震化やエアコンの設置等、ハード面の充実に比べ、特別支援教育が必要とされる現実に対し、相談体制や専門的な取り組みは不十分と思われる。人間一人一人を大切に、それぞれを、個性を持った人格として育てていく特別支援教育をより充実していくためには、さらに県教育委員会や関係機関と連携し、専門的な知識を持ち経験豊かな人材の育成に努め、より子育てのしやすい阿波市の特徴としての特別支援教育の充実を望む。

(5) 各種契約等について

工事等の請負金について、増額する変更契約が多々見受けられる。工事にかかったのち、様々な事象が発生することも理解はできるが、しかしそれでは何のために当初設計があるのか。できるだけ当初設計の段階で現地の状況を十分把握するなどし、適正な対応が必要であると考えます。

また、入札結果を見るにあたり、業者の辞退がかなり目立つ。辞退後の少ない業者数の中での決定となる場合、これで公正な入札となり、良質な工事が完成すると果たして言えるのだろうか。

現在、担当課においても発注時期の見直し等、努力を行っている点は評価するが、辞退数が多い根本的な原因究明やそれによる更なる入札制度の見直し等、検

討余地は多分にあると思われる。

(6) 事務の合理化と専門性の追求について

本定期監査において、各課の事務量や内容を検討していく中で、書類処理量が膨大であること、時期によって事務量の偏りがあること、さらに事案の対応において専門的知識が不十分であることなどの課題があった。最近の企業や銀行の事務処理からは、画一的な業務はAIやコンピューターに任せ、事務量を減らしていく傾向が見てとれる。行政においても、ペーパーレス化など事務の合理化・効率化を図っていくべきである。その一方で事務内容によっては専門的知識や経験を踏まえた判断が必要などところも見受けられる。これらの部分においては専門的知識を持った経験豊富な人材を育成していく方策も必要であろう。

(7) 公文書の取り扱いについて

国における公文書の取り扱いについては、世間を賑わしたところである。

本市にも、市が収受した文書等の内部における管理規定である阿波市文書管理規程（平成17年4月1日訓令第3号）が定められている。しかし市民が提出した文書をどのような手続きで収受するのか、当該文書の訂正等はどのようにするのか、またその文書を取り下げる場合は等々、細則的な取り決めがない。市民にとって、その文書の受付の日が証明されない限り、期限の利益を失し、経済的な損害が生じる場合もありうる。

本市の場合、文書の受付等の手続きにおいて、各部署における取り扱いに一貫性がない。今後統一した規定が必要であると考ええる。

(8) 重点的項目（補助金交付事務の執行）について

本年度は、阿波市補助金交付規則第2条に基づく「市が市以外の者に対して交付する補助金」が適正に運用されているかどうか、市民の行政ニーズに的確に対応できているかどうか等について監査を行った。結果、提出文書等について、一部不備などところも見受けられたが、おおむね適正に運用されていると考える。しかし、補助金の交付については、絶えず必要性を検証し、見直しされるべきものであり、毎年度交付される団体等にとっては、既得権益化しやすく、マンネリ化傾向になりがちなため、そのようなことがないよう全ての補助金の実態を把握し、見直すことで今後の補助金交付事務の更なる適正化に努力していただきたい。